

平成23年8月1日

## 7月28日からの大雨被害にともなう災害特別措置の認可について

関東経済産業局は、7月28日から的大雨による被害により、災害救助法が適用された新潟県内の該当するガス事業者から被災したガスの需要家に対する特別措置の認可の申請を受け、本日、認可を行いました。

1. 平成23年7月28日から的大雨による被害により、平成23年7月29日付けで新潟県新潟市、長岡市及び三条市等に対して災害救助法を適用することが決定された。
2. 関東経済産業局は、災害救助法適用地域において被災した需要家に対する災害特別措置として、ガス事業法第20条ただし書の規定に基づき、北陸瓦斯株式会社から、平成23年8月1日付けで料金その他の供給条件について特別措置（料金の支払期限の延長等）の申請を受け、即日災害特別措置（別紙参照）の認可を行った。
3. 上記措置については、災害救助法の適用日（平成23年7月29日）まで遡及して適用される。
4. なお、今後、被害が深刻化・長期化するような場合などには、事業者から適宜申請を受けて、速やかに特別措置の認可を行う予定である。

（本発表資料のお問い合わせ先）

関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課

担当者：関根、村山、角田

電話：048-600-0411（直通）

(別紙)

### ガス事業についての特別措置の内容

災害救助法適用地域において、被災した需要家から申出があった場合、以下の措置を適用する。

1. 被災によりガスが使用できなくなった需要家が、同一場所で応急的にガスを使用するための臨時のガス工事について、平成23年10月31日までに申込みがあった場合、そのガス工事費は全額事業者の負担とする。
2. 被災された需要家の平成23年7月、8月及び9月検針分の各ガス料金の早収料金適用期間及び支払期限をそれぞれ1ヶ月間延長する。
3. 被災日（災害救助法適用日）の属する料金算定期間の翌料金算定期間から6ヶ月間において、被災された需要家がガスを全く使用しなかった料金算定期間については基本料金を免除する。